

収 入
印 紙

課 長	係 長	係

(賃貸借契約)

請 書	
令和 年 月 日	
東久留米市長 殿	
住所	
氏名	
〔 法人の場合は 名称及び代表者名 〕	
印	
契 約 件 名	
履 行 場 所	
契 約 金 額	¥ うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥
契 約 保 証 金	免 除
賃 貸 借 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
支 払 条 件	当該月払 ・ 業務完了一括払
	検査完了後発注者が適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内とする。
支 払 遅 延 利 息	政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによる。
<p>上記の契約をお請けするについては、次の事項に従い、誠実に履行いたします。</p> <ol style="list-style-type: none">この契約の履行に関しては、別紙仕様書、図面及び内訳書（以下「仕様書等」という。）に基づくこと。この契約の履行に際し、仕様書等に明示されていない事項であっても、契約内容の性質上、当然に必要なものは自己の負担で施行すること。この契約の履行に際し、知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除されても異議がないこと。<ol style="list-style-type: none">賃貸人が使用開始日までにこの物件の納入を完了しないとき又は完了する見込みがないと賃借人が認めるとき。完全に本契約を履行することができる見込みがないとき。4に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の10分の10に相当する違約金を支払うこと。賃貸人の責めに帰すべき理由により使用開始日までにこの物件を納入することができない場合において、使用開始日後相当の期間内にこの物件を納入する見込みのあるときは、賃借人は、賃貸人から遅延違約金を徴収して使用開始日を延期することができる。<p>遅延違約金の額は、使用開始日の翌日から納入した日までの日数に応じ、賃貸借期間の賃貸借料の総額（以下「賃貸借料の総額」という。）に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は、閏年にあっても365日として計算する。）を乗じた額（100円未満は切捨てる。）とする。</p>	